

登録の移転の手続き(転出)

高知県から他の都道府県へ登録の移転を希望される方

高知県から他の都道府県へ登録の移転を希望される方は、**移転先の都道府県に必要な書類を確認**のうえ、申請書を高知県子ども・福祉政策部長寿社会課介護保険担当あてに提出してください。(本県を経由して、移転先の都道府県に提出します。)

なお、高知県発行の介護支援専門員証は、返納していただくこととなりますので、併せて提出してください。

※登録事項に変更がある場合は次の届出が必要です。

<届出(申請)に必要な書類>

- (1) 介護支援専門員登録事項変更届出書(登録移転)(第6号様式)
- (2) 現在交付を受けている介護支援専門員証の原本
・介護支援専門員証の交付を受けていない場合は、介護支援専門員の登録をした都道府県の登録通知書(又は登録証明書)の写し
- (3) **高知県以外**に住民票がある方が**氏名を変更する場合は**、戸籍抄本が必要です。
・届け出の前6カ月以内に作成された戸籍抄本(原本)
- (4) 460円分の切手を貼った返信用封筒
・返信先の住所及び氏名を明記した封筒(長形3号 縦23.5cm×横12cm)を添えてください。

※個人番号が変更になった方のみの提出必要書類

個人番号が変更になった方のみ、上記の書類に加えて、下記の書類が必要になります。

- (5) 個人番号確認票
- (6) 個人番号を確認できる書類(**介護支援専門員資格における個人番号の取扱いについてをご確認ください。)**
- (7) 身元確認書類(**介護支援専門員資格における個人番号の取扱いについてをご確認ください。)**

<書類の提出先>

高知県子ども・福祉政策部 長寿社会課 介護保険担当
〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号
TEL:088-823-9681 FAX:088-823-9259